政令

登記手数料令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年三月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十八号

登記手数料令等の一部を改正する政令

内閣は、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十三条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）、電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律（昭和六十年法律第三十三号）第三条第三項、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）第二十一条第一項、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第四条第四項、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百十九条第三項（同法及び他の法令において準用する場合を含む。）及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第百二十四号）第五十三条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五十二条による改正前の商業登記法第十三条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第百十四条第二項の規定を実施するため、この政令を制定する。

（登記手数料令の一部改正）

第一条　登記手数料令（昭和二十四年政令第百四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「七百円」を「六百円」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「五百円」を「四百五十円」に改め、同条第五項中「七百円」を「六百円」に改め、同条第八項中「三百五十円」を「三百円」に改める。

第三条第一項中「五百五十円」を「四百八十円」に、「五百七十円」を「五百円」に改め、同条第二項及び第三項中「五百円」を「四百三十円（当該書面の送付を求める場合にあつては、四百五十円）」に改め、同条第四項第五号中「三百円」を「二百五十円」に、「三百二十円」を「二百七十円」に改める。

第五条第一項及び第二項並びに第六条中「五百円」を「四百五十円」に改める。

第九条第一項中「六百円」を「五百五十円」に改め、同条第二項中「五百円」を「四百五十円」に改め、同条第三項中「五百円」を「四百円」に改める。

第十条第一項中「五百円」を「四百五十円」に改め、同条第二項中「四百四十円」を「三百九十円」に、「四百六十円」を「四百十円」に改める。

第十三条第二号中「百七十円」を「百三十円」に改め、同条第三号中「四百十円」を「三百五十円」に改め、同条第四号中「三百八十円」を「三百二十円」に改める。

（不動産登記法及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第六条の規定による改正前の登記手数料令の一部改正）

第二条　不動産登記法及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二十四号）第七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第六条の規定による改正前の登記手数料令の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第四条第一項中「五百円」を「四百五十円」に改める。

（鉱害賠償登録令の一部改正）

第三条　鉱害賠償登録令（昭和三十年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「七百円」を「六百円」に改め、同条第三項中「五百円」を「四百五十円」に改める。

（抵当証券法施行令の一部改正）

第四条　抵当証券法施行令（平成三年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「七百円」を「六百円」に改め、同条第二項中「五百円」を「四百五十円」に改める。

附　則

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

法務大臣　谷垣　禎一
内閣総理大臣　安倍　晋三

平成十二年から平成二十三年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年三月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十九号

平成十二年から平成二十三年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成十二年から平成二十三年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成十五年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条の表中「平成二十三年」を「平成二十四年」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年三月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三